

# 定 款

株式会社 ケア 21

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ケア21と称し、英文ではCARE TWENTYONE CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④居宅療養管理指導
- ⑤通所介護
- ⑥短期入所生活介護
- ⑦特定施設入居者生活介護
- ⑧福祉用具貸与
- ⑨特定福祉用具販売

(2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

- ①定期巡回、随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧看護小規模多機能型居宅介護

(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ①介護予防訪問入浴介護
- ②介護予防訪問看護
- ③介護予防居宅療養管理指導
- ④介護予防短期入所生活介護
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑥介護予防福祉用具貸与
- ⑦特定介護予防福祉用具販売

(5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

- ①介護予防認知症対応型通所介護
- ②介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③介護予防認知症対応型共同生活介護

- (6) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (7) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
  - ①第一号訪問事業
  - ②第一号通所介護
  - ③第一号生活支援事業
  - ④第一号介護予防支援事業
  - ⑤その他 介護予防・生活支援サービス
  - ⑥その他 一般介護予防事業
- (8) 介護保険法に基づく共生型サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく要介護認定調査業務の受託
- (10) 介護保険法に基づく地域包括支援センターの受託運営
- (11) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業
- (12) 老人保健法に基づく医療等以外の保健事業
- (13) 特定疾患医療費援助事業に係る居宅介護等事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ①居宅介護
  - ②重度訪問介護
  - ③同行援護
  - ④生活介護
  - ⑤短期入所
  - ⑥就労移行支援
  - ⑦就労継続支援
  - ⑧その他障害福祉サービス事業
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型サービス事業
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
  - ①相談支援事業
  - ②移動支援事業
  - ③生活サポート事業
  - ④重度障害者コミュニケーション支援事業
  - ⑤日常生活用具給付事業
  - ⑥日中一時支援事業
  - ⑦その他地域生活支援事業
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

- (19) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - ①児童発達支援事業
  - ②放課後等デイサービス事業
  - ③保育所等訪問支援事業
  - ④居宅訪問型児童発達支援事業
  - ⑤その他障害児通所支援事業
- (20) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (21) 児童福祉法に基づく保育事業
  - ①認可保育所事業
  - ②地域型保育事業に付随する小規模保育事業
  - ③その他保育事業の運営
- (22) 子ども・子育て支援法に基づく保育事業
  - ①一時預かり事業
  - ②延長保育事業
  - ③病児保育事業
  - ④放課後等児童クラブ
  - ⑤その他子ども子育て支援法に基づく保育事業
- (23) 高齢者、障害者及び患者等に対する在宅介護、看護サービス、移送業務の提供、受託及び請負
- (24) 有料老人ホームの経営及び受託運営事業
- (25) サービス付高齢者向け住宅の経営及び受託運営事業
  - ①生活サポート受託運営事業
  - ②その他サービス付高齢者向け住宅の設置、運営、管理
- (26) 上記の介護を行う施設、組織等の運営管理に関するコンサルティング
- (27) 第1号乃至第7号の業務に従事する介添人の斡旋及び紹介
- (28) ホームヘルパー養成講座の運営
- (29) 学習塾、予備校の経営
- (30) 医療用機器及び介護用機器の製造、販売、レンタル及び輸出入
- (31) 家具、衣料品、玩具、日用品雑貨、装飾品及び食料品の販売及び仲介並びに宅配
- (32) 給食、弁当等の販売、宅配及び販売の仲介
- (33) 高齢者、身体障害者向け緊急通報装置の販売及び維持管理
- (34) 旅行業及び旅行業者代理業
- (35) 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の福祉施設の設置に関する調査、企画及び指導
- (36) 企業の販売促進活動の企画業務
- (37) 各種損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (38) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- (39) 教育図書及び教育用機器の販売
- (40) 建物の修繕及び建物に関する安全管理
- (41) 住宅リフォームの企画、立案並びに施工

- (42) 住宅リフォームの斡旋
- (43) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (44) 労働者派遣事業
- (45) クリーニング、クリーニング取次並びにリネンサプライ業
- (46) 金銭の貸付、債務の保証及び動産のリース業
- (47) 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送業
- (48) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (49) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (50) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (51) 特定旅客自動車運送事業
- (52) ベビーシッター等の育児サービス請負事業
- (53) 経営コンサルティング業務
- (54) 出張による理美容サービスの提供
- (55) 美容室及び理容室の経営、運営及びそれらに関するコンサルティング
- (56) 全身美容室の経営及びコンサルティング業務
- (57) 全身美容技術者の養成
- (58) 診療所及び病院の経営並びにコンサルティング業務
- (59) 広告業及び広告代理業
- (60) 古物営業法に基づく古物商
- (61) 新車及び中古車の販売、買取および修理
- (62) 園芸花卉、種苗の研究開発、栽培及び販売事業
- (63) 介護を行う施設、組織等の運営管理に関する支援及びコンサルティング業務
- (64) 介護を行う施設、組織等の紹介、案内事業及びそのコンサルティング業務
- (65) フランチャイズチェーンシステムによる介護を行う施設、組織等の加盟店の募集、経営指導並びに加盟店に対する店舗設備、什器備品のレンタル及び販売
- (66) コンピューターシステム及びコンピューターソフトウェアのレンタル・販売及び運用支援事業
- (67) コンピューターシステム及びコンピューターソフトウェアの開発、保守及び運用支援事業
- (68) 情報通信事業
- (69) 新聞販売事業
- (70) 介護事業者等に対する教育研修事業
- (71) 介護従業者等の資格取得への教育研修・教育支援事業
- (72) フィットネス事業
- (73) 鍼灸・マッサージ・整骨院の経営及びコンサルティング業務
- (74) 有料職業紹介事業
- (75) 清掃業及び清掃の仲介
- (76) イベント、パーティ等の制作、企画、立案、運営、実施
- (77) 調理業務の受託

- (78) 飲食店の経営
- (79) 医療事務の受託業務
- (80) 薬局の経営及びコンサルティング業務
- (81) 結婚式場の経営
- (82) 結婚に関する情報提供、相談、紹介及び仲介斡旋
- (83) 葬祭及び葬祭管理
- (84) 介護医療用品の販売
- (85) 電化製品の販売、設置、洗浄及び保守点検サービス
- (86) 医科・歯科診療並びに訪問服薬管理の支援業務
- (87) 建築物の設計及び工事監理
- (88) 建築に関する調査、企画、測量、マネジメント及びコンサルティング業務
- (89) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、52,176,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取

締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める賠償責任を、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第30条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める賠償責任を、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(員 数)

第36条 当会社の会計監査人は、1名以上とする。

(選任方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 当会社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年11月 1 日から翌年10月31日までの 1 年とする。

(期末配当及び基準日)

第41条 当会社は、毎年10月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第42条 当会社は、毎年 4 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息を付けない。

### 附則

1. 定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、2023年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 改訂履歴

平成5年11月1日 制定  
平成11年7月28日 改定  
平成12年1月17日 改定  
平成12年3月21日 改定  
平成12年5月31日 改定  
平成14年1月24日 改定  
平成14年5月25日 改定  
平成15年1月23日 改定  
平成16年1月29日 改定  
平成16年6月21日 改定（商法第218条第2項の規定に基づく改訂）  
平成17年1月28日 改定  
平成18年1月27日 改定  
平成19年1月30日 改定  
平成20年1月29日 改定  
平成21年1月29日 改定  
平成22年1月28日 改定  
平成23年1月28日 改定  
平成24年1月27日 改定  
平成24年12月21日 改定  
平成25年1月29日 改定  
平成25年5月1日 改定  
平成26年1月29日 改定  
平成27年1月28日 改定  
平成28年1月28日 改定  
平成29年1月27日 改定  
平成30年1月30日 改定  
平成31年1月30日 改定  
令和2年1月30日 改定  
令和3年1月28日 改定  
令和3年5月1日 改定  
令和5年1月27日 改定